

三浦市手数料条例の一部を改正する条例

三浦市手数料条例（平成12年三浦市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表13の項から18の項までを次のように改める。

<p>13 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付</p>	<p>1 通につき 450円</p>
<p>14 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>証明事項1件につき 350円</p>
<p>14の2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円</p>

<p>しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	
<p>15 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付</p>	<p>1 通につき 750円</p>
<p>16 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>証明事項1件につき 450円</p>
<p>16の2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円</p>

<p>17 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>1通につき 350円（ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円とする。）</p>
<p>18 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円</p>

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

令和6年2月28日提出

三浦市長 吉 田 英 男

財産の取得について

三浦市南下浦コミュニティセンター等備品を次のとおり取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年三浦市条例第4号）第3条の規定により議会の議決を求める。

1 取得価格

18,040,000円

2 取得先

横浜市中区不老町1-1-5 横浜東芝ビル4階

アイリスチトセ株式会社横浜支店

3 納入期限

令和6年6月20日

令和6年2月28日提出

三浦市長 吉田英男

三浦市職員定数条例の一部を改正する条例

三浦市職員定数条例（昭和34年三浦市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「151」を「157」に、「551」を「557」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月28日提出

三浦市長 吉 田 英 男

三浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三浦市国民健康保険税条例（昭和30年三浦市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.47」を「100分の6.68」に改める。

第5条中「国保課税被保険者均等割額」を「被保険者均等割額」に、「27,600円」を「29,600円」に改める。

第6条第1号中「19,900円」を「21,600円」に改め、同条第2号中「9,950円」を「10,800円」に改め、同条第3号中「14,925円」を「16,200円」に改める。

第7条中「100分の2.7」を「100分の2.8」に改める。

第8条中「15,600円」を「16,800円」に改める。

第9条中「100分の2.29」を「100分の2.18」に改める。

第11条中「16,300円」を「13,100円」に改める。

第12条中「2,200円」を「7,000円」に改める。

第25条第1項第1号ア中「19,320円」を「20,720円」に改め、同号イ中「13,930円」を「15,120円」に、「6,965円」を「7,560円」に、「10,448円」を「11,340円」に改め、同号ウ中「10,920円」を「11,760円」に改め、同号エ中「11,410円」を「9,170円」に改め、同号オ中「1,540円」を「4,900円」に改め、同項第2号ア中「13,800円」を「14,800円」に改め、同号イ中「9,950円」を「10,800円」に、「4,975円」を「5,400円」に、「7,463円」を「8,100円」に改め、同号ウ中「7,800円」を「8,400円」に改め、同号エ中「8,150円」を「6,550円」に改め、同号オ中「1,100円」を「3,500円」に改め、同項第3号ア中「5,520円」を「5,920円」に改め、同号イ中「3,980円」を「4,320円」に、「1,990円」を「2,160円」に、「2,985円」を「3,240円」に改め、同号ウ中「3,120円」を「3,360円」に改め、同号エ中「3,260円」を「2,620円」に改め、同号オ中「440円」を「1,400円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,140円」を「4,440円」に改め、同号イ中「6,900円」を「7,400円」に改め、同号ウ中「11,040円」を「11,840円」に改め、同号エ中「13,800円」を「14,800円」に改め、同項第2号ア中「2,340円」を「2,520円」に改め、同号イ中「3,900円」を「4,200円」に改め、同号ウ中「6,240円」を「6,720円」に改め、同号エ中「7,800円」を「8,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の三浦市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和6年2月28日提出

三浦市長 吉 田 英 男

三浦市介護保険条例の一部を改正する条例

三浦市介護保険条例（平成12年三浦市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）

第38条第1項第1号に掲げる者 36,030円

(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 54,250円

(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 54,640円

(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 71,280円

(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 79,200円

(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 95,040円

(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 102,960円

(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 118,800円

(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 134,640円

(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 150,480円

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 166,320円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 182,160円

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 190,080円

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,180円」を「22,570円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,180円」を「22,570円」に、「31,770円」を「38,410円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,180円」を「22,570円」に、「49,430円」を「54,250円」に改める。

第6条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「若しくは第5号ロに該当するに至った第1号被保険者又は第4条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ」を「、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第 4 条及び第 6 条第 3 項の規定は、令和 6 年度分から令和 8 年度分までの保険料率について適用し、令和 5 年度分までの保険料率については、なお従前の例による。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

三浦市長 吉 田 英 男

三浦市漁港管理条例等の一部を改正する条例

(三浦市漁港管理条例の一部改正)

第1条 三浦市漁港管理条例(昭和58年三浦市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第9条第4項中「1月(工作物の設置を目的とする占用にあつては、1年)」を「10年」に改める。

第11条第1項中「採取又は」を「採取若しくは」に改め、「受けた者」の次に「又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者(法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項(水面又は土地の占用に係るものに限る。))又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めたものに限る。)」を加え、同項ただし書中「同条第4項」を「法第39条第4項」に改める。

(三浦市風致地区条例の一部改正)

第2条 三浦市風致地区条例(平成26年三浦市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第21号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(三浦市二町谷北公園等条例の一部改正)

第3条 三浦市二町谷北公園等条例(令和2年三浦市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第13条第5号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(三浦市二町谷浮棧橋条例の一部改正)

第4条 三浦市二町谷浮棧橋条例(令和3年三浦市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第15条第5号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月28日提出

三浦市長 吉 田 英 男

議案第7号

三浦市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

三浦市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成8年三浦市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3 引橋地区地区整備計画区域の表を次のように改める。

制限事項	計画地区の区分			
	A地区	B-1地区	B-2地区	C地区
建築物の用途の制限	<p>次の各号に掲げるものは、建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(5) 学校</p> <p>(6) 病院</p> <p>(7) 自動車教習所</p> <p>(8) 畜舎</p>	<p>次の各号に掲げるものは、建築してはならない。</p> <p>(1) A地区の欄の各号に掲げるもの</p> <p>(2) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(3) 公衆浴場</p> <p>(4) 診療所</p> <p>(5) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(6) 工場</p> <p>(7) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設として政令第130条の6の2に規定するもの</p> <p>(8) ホテル又は旅館</p>	<p>次の各号に掲げるものは、建築してはならない。</p> <p>(1) A地区の欄の各号に掲げるもの</p> <p>(2) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(3) 工場</p> <p>(4) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設として政令第130条の6の2に規定するもの</p> <p>(5) ホテル又は旅館</p>	<p>次の各号に掲げるもの以外は、建築してはならない。</p> <p>(1) 消防署</p> <p>(2) 前号の建築物に附属するもの</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月28日提出

三浦市長 吉田英男

令和5年度三浦市一般会計補正予算（第7号）

令和5年度の三浦市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ511,677千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,176,599千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

2 繰越明許費の変更は、「第3表の2 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

令和6年2月28日提出

三浦市長 吉田英男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 地方消費税交付金		1,050,000	△112,496	937,504
	1 地方消費税交付金	1,050,000	△112,496	937,504
10 地方交付税		5,034,357	117,913	5,152,270
	1 地方交付税	5,034,357	117,913	5,152,270
13 使用料及び手数料		154,614	△6,297	148,317
	1 使用料	49,119	△6,297	42,822
14 国庫支出金		3,575,611	364,650	3,940,261
	1 国庫負担金	2,277,615	△43,915	2,233,700
	2 国庫補助金	1,285,035	408,565	1,693,600
15 県支出金		1,142,192	△36,647	1,105,545
	1 県負担金	771,354	2,916	774,270
	2 県補助金	272,176	△34,761	237,415
	3 委託金	98,662	△4,802	93,860
16 財産収入		32,334	258,313	290,647
	1 財産運用収入	32,290	△1,551	30,739
	2 財産売払収入	44	259,864	259,908
17 寄附金		1,230,051	△154,999	1,075,052
	1 寄附金	1,230,051	△154,999	1,075,052
18 繰入金		637,713	69,259	706,972
	1 基金繰入金	637,713	69,259	706,972
20 諸収入		215,784	2,381	218,165
	4 受託事業収入	47,243	△452	46,791
	5 雑入	131,840	2,833	134,673
21 市債		620,016	9,600	629,616
	1 市債	620,016	9,600	629,616
歳入	合計	19,664,922	511,677	20,176,599

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,488,129	158,045	3,646,174
	1 総務管理費	3,078,050	175,613	3,253,663
	2 徴税費	185,505	△1,677	183,828

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 戸籍住民基本台帳費	101,374	△4,577	96,797
	4 選挙費	82,991	△11,314	71,677
3 民生費		7,272,187	442,600	7,714,787
	1 社会福祉費	4,475,081	457,418	4,932,499
	2 児童福祉費	1,331,936	△14,818	1,317,118
4 衛生費		2,357,446	△50,579	2,306,867
	1 保健衛生費	698,392	△56,250	642,142
	2 清掃費	1,254,529	△11,182	1,243,347
	3 病院費	239,358	16,216	255,574
	4 水道費	165,167	637	165,804
5 農林水産業費		386,607	△11,985	374,622
	1 農業費	180,833	△12,222	168,611
	2 水産業費	205,774	237	206,011
6 商工費		325,862	△2,120	323,742
	1 商工費	325,862	△2,120	323,742
7 土木費		1,795,123	△29,511	1,765,612
	1 土木管理費	59,727	13,200	72,927
	2 道路橋りょう費	550,892	△18,073	532,819
	4 都市計画費	975,000	△1,094	973,906
	5 住宅費	151,166	△23,544	127,622
8 消防費		942,836	45,004	987,840
	1 消防費	942,836	45,004	987,840
9 教育費		1,005,688	△38,090	967,598
	1 教育総務費	203,047	1,335	204,382
	2 小学校費	204,407	△21,586	182,821
	3 中学校費	102,766	△11,550	91,216
	4 学校給食費	278,708	△3,222	275,486
	5 社会教育費	131,022	△3,067	127,955
11 公債費		1,859,497	△1,687	1,857,810
	1 公債費	1,859,497	△1,687	1,857,810
歳出	合計	19,664,922	511,677	20,176,599

第 2 表 継続費補正

(変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
7 土木費	4 都市計画費	都市計画推進事業	39,803	令和5年度	19,924	15,950	令和5年度	7,171
				令和6年度	19,879		令和6年度	8,779

第 3 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	戸籍住民基本台帳事業	9,119
3 民生費	2 児童福祉費	次世代育成支援事業	1,991
4 衛生費	1 保健衛生費	定期予防接種事業	6,610
5 農林水産業費	2 水産業費	三崎漁港整備事業	6,179
7 土木費	1 土木管理費	急傾斜地崩壊対策事業	13,200
		交通安全対策事業	66,890
	2 道路橋りょう費	三浦縦貫道路関連事業	31,900
		観光の核づくり推進事業（道路）	45,442
	3 河川費	河川整備事業	20,251
		河川維持管理事業	13,125
4 都市計画費	線引き見直し事業	8,900	
	観光の核づくり推進事業（公園）	49,610	
8 消防費	1 消防費	災害対策災害資機材整備事業	1,458
9 教育費	1 教育総務費	教育研究所事業	1,335

第 3 表 の 2 繰越明許費補正

(変更)

(単位：千円)

事業名	補正前額	補正後額
社会福祉総務費職員人件費	123	1,575
価格高騰重点支援給付金給付事業	47,879	571,439
道路維持補修事業	5,621	11,044
消防団一般管理事業	35,798	38,431

第 4 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事項	期間	限度額
神奈川版ライドシェア実証実験事業 (政策課)	令和6年度	25,000

第 5 表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
公共用財産維持管理事業費	8,500	7,300
農業基盤整備事業費	21,200	18,400
三崎漁港整備事業費	4,800	6,500
公衆便所維持管理事業費	7,900	2,400
急傾斜地崩壊対策事業費	22,900	36,100
交通安全対策事業費	100,600	82,300
市民交流拠点整備事業（道路整備）費	7,900	10,300
市営住宅除却事業費	36,800	56,900

議案第9号

令和5年度三浦市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度の三浦市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ151,661千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,660,840千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月28日提出

三浦市長 吉田英男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 県支出金		3,738,597	151,661	3,890,258
	1 県補助金	3,738,597	151,661	3,890,258
7 繰入金		456,221	0	456,221
	1 他会計繰入金	419,661	8,265	427,926
	2 基金繰入金	36,560	△ 8,265	28,295
歳入合計		5,509,179	151,661	5,660,840

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		3,631,613	151,661	3,783,274
	1 療養諸費	3,197,681	117,423	3,315,104
	2 高額療養費	414,442	34,238	448,680
歳出合計		5,509,179	151,661	5,660,840

令和5年度三浦市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度の三浦市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,077千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,929,262千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月28日提出

三浦市長 吉田英男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,344,823	1,600	1,346,423
	2 国庫補助金	347,248	1,600	348,848
7 繰入金		1,064,493	4,477	1,068,970
	1 他会計繰入金	899,720	4,477	904,197
歳入合計		5,923,185	6,077	5,929,262

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		115,377	6,077	121,454
	1 総務管理費	78,573	6,077	84,650
歳出合計		5,923,185	6,077	5,929,262

令和5年度三浦市市場事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度の三浦市市場事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ187,616千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ553,802千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和6年2月28日提出

三浦市長 吉田英男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		219,126	△ 83,250	135,876
	1 国庫補助金	219,126	△ 83,250	135,876
4 繰入金		97,840	△ 29,494	68,346
	1 他会計繰入金	74,963	△ 29,494	45,469
6 諸収入		36,251	△ 1,872	34,379
	3 雑入	35,145	△ 1,872	33,273
7 市債		140,900	△ 73,000	67,900
	1 市債	140,900	△ 73,000	67,900
歳入合計		741,418	△ 187,616	553,802

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 施設費		588,669	△ 187,616	401,053
	1 施設費	588,669	△ 187,616	401,053
歳出合計		741,418	△ 187,616	553,802

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 施設費	1 施設費	市場高度衛生管理化対策事業	175,000

第 3 表 債務負担行為補正

(変更)

(単位：千円)

事項	補正前		補正後	
	令和6年度から 令和7年度まで	5,678,753	令和6年度から 令和9年度まで	75,000
市場高度衛生管理化対策事業 (市場管理事務所)				

令和5年度三浦市病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和5年度三浦市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度三浦市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)
第1款 病院事業収益	3,169,935千円	18,528千円	3,188,463千円
第2項 医業外収益	193,958千円	18,528千円	212,486千円

第3条 予算第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、16,216千円である。

令和6年2月28日提出

三浦市長 吉 田 英 男

令和5年度三浦市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和5年度三浦市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度三浦市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 水道事業収益	1,460,014千円	637千円	1,460,651千円
第2項 営業外収益	288,423千円	637千円	289,060千円

第3条 予算第9条中「160,000千円」を「160,637千円」に改める。

令和6年2月28日提出

三浦市長 吉 田 英 男

令和5年度三浦市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和5年度三浦市公共下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度三浦市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 公共下水道 事業費用	692,459千円	6,659千円	699,118千円
第2項 営業外費用	67,680千円	6,659千円	74,339千円

令和6年2月28日提出

三浦市長 吉 田 英 男

令和 6 年度三浦市一般会計予算

令和 6 年度三浦市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 21,763,677 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 2 月 28 日 提出

三浦市長 吉 田 英 男

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		5,337,853
	1 市民税	2,259,823
	2 固定資産税	2,211,734
	3 軽自動車税	126,737
	4 市たばこ税	321,826
	5 入湯税	20,160
	6 都市計画税	397,573
2 地方譲与税		120,748
	1 地方揮発油譲与税	26,900
	2 自動車重量譲与税	89,000
	3 森林環境譲与税	4,848
3 利子割交付金		2,200
	1 利子割交付金	2,200
4 配当割交付金		41,000
	1 配当割交付金	41,000
5 株式等譲渡所得割交付金		45,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	45,000
6 法人事業税交付金		87,800
	1 法人事業税交付金	87,800
7 地方消費税交付金		971,000
	1 地方消費税交付金	971,000
8 環境性能割交付金		28,500
	1 環境性能割交付金	28,500
9 地方特例交付金		169,018
	1 地方特例交付金	168,222
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	796
10 地方交付税		5,127,209
	1 地方交付税	5,127,209
11 交通安全対策特別交付金		6,000
	1 交通安全対策特別交付金	6,000
12 分担金及び負担金		14,212
	1 負担金	14,212

(単位：千円)

款	項	金額
13 使用料及び手数料		172,650
	1 使用料	65,783
	2 手数料	106,867
14 国庫支出金		3,290,633
	1 国庫負担金	2,273,937
	2 国庫補助金	1,002,844
	3 委託金	13,852
15 県支出金		1,094,317
	1 県負担金	783,263
	2 県補助金	238,624
	3 委託金	72,430
16 財産収入		29,568
	1 財産運用収入	29,524
	2 財産売払収入	44
17 寄附金		1,010,050
	1 寄附金	1,010,050
18 繰入金		1,111,673
	1 基金繰入金	1,111,673
19 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
20 諸収入		207,800
	1 延滞金、加算金及び過料	20,833
	2 市預金利子	21
	3 貸付金元利収入	13,439
	4 受託事業収入	63,882
	5 雑入	109,625
21 市債		2,796,446
	1 市債	2,796,446
歳入合計		21,763,677

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		184,181
	1 議 会 費	184,181
2 総 務 費		5,869,127
	1 総務管理費	5,505,640
	2 徴 税 費	189,122
	3 戸籍住民基本台帳費	101,780
	4 選 挙 費	28,507
	5 統計調査費	9,142
	6 監査委員費	34,936
3 民 生 費		6,704,072
	1 社会福祉費	3,888,630
	2 児童福祉費	1,329,614
	3 生活保護費	1,485,827
	4 災害救助費	1
4 衛 生 費		2,344,422
	1 保健衛生費	709,851
	2 清 掃 費	1,366,597
	3 病 院 費	263,485
	4 水 道 費	4,489
5 農林水産業費		421,722
	1 農 業 費	172,948
	2 水産業費	248,774
6 商 工 費		240,886
	1 商 工 費	240,886
7 土 木 費		2,424,344
	1 土木管理費	52,972
	2 道路橋りょう費	499,808
	3 河 川 費	28,908
	4 都市計画費	923,862
	5 住 宅 費	918,794
8 消 防 費		837,503
	1 消 防 費	837,503
9 教 育 費		904,080

(単位：千円)

款	項	金額
	1 教育総務費	194,945
	2 小学校費	193,853
	3 中学校費	108,865
	4 学校給食費	178,272
	5 社会教育費	145,936
	6 保健体育費	82,209
10 災害復旧費		7
	1 農林水産施設災害復旧費	2
	2 公共土木施設災害復旧費	3
	3 文教施設災害復旧費	1
	4 その他公共施設災害復旧費	1
11 公債費		1,783,333
	1 公債費	1,783,333
12 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		21,763,677

第 2 表 継 続 費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	総合計画策定事業	17,778	令和6年度	8,257
				令和7年度	9,521
		防犯灯維持管理事業	64,436	令和6年度	45,105
				令和7年度	19,331
7 土木費	4 都市計画費	緑地保全事業	10,934	令和6年度	4,862
				令和7年度	6,072

第 3 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
財務会計システム運用管理業務 (財政課)	令和7年度から 令和11年度まで	58,238
三浦市ふるさと納税業務 (財政課)	令和7年度	毎年度定める歳入歳 出予算の範囲内で、 ふるさと納税寄附金 見込額に7%を乗じ た額
住民情報システム標準化事業 (デジタル課)	令和7年度	177,498
戸籍情報システム改修業務 (標準化・共通化に係る事業) (市民サービス課)	令和7年度	5,027
戸籍附票システム改修業務 (標準化・共通化に係る事業) (市民サービス課)	令和7年度	5,027
がん検診業務(集団) (健康づくり課)	令和7年度	毎年度定める歳入歳 出予算の範囲内で、 契約単価に実施件数 を乗じ消費税等を加 えた額から自己負担 分を引いた額
ごみ収集運搬業務 (廃棄物対策課)	令和7年度	513,402
塵芥収集車購入費 (廃棄物対策課)	令和7年度	8,638
経済対策利子補給金 (もてなし課)	令和7年度	2,604
学力調査業務 (学校教育課)	令和7年度	毎年度定める歳入歳 出予算の範囲内で、 契約単価に実施件数 を乗じ消費税等を加 えた額
小中学校児童生徒心臓・腎臓検診業務 (学校教育課)	令和7年度	毎年度定める歳入歳 出予算の範囲内で、 契約単価に実施件数 を乗じ消費税等を加 えた額

第 4 表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市民交流拠点整備事業費	1,346,600	普通貸借又は証券発行 事業の進捗その他の都合により起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び銀行等引受について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えることができる。
勤労市民センター運営管理事業費	23,700	同 上	同 上	同 上
南下浦コミュニティセンター運営管理事業費	687,500	同 上	同 上	同 上
環境センター改修(中継施設)事業費	55,000	同 上	同 上	同 上
農業基盤整備事業費	18,900	同 上	同 上	同 上
三崎漁港整備事業費	22,400	同 上	同 上	同 上
公衆便所維持管理事業費	5,000	同 上	同 上	同 上
急傾斜地崩壊対策事業費	22,900	同 上	同 上	同 上
橋りょう維持修繕事業費	10,200	同 上	同 上	同 上
交通安全対策事業費	25,300	同 上	同 上	同 上
三浦縦貫道路関連事業費	11,700	同 上	同 上	同 上
市民交流拠点整備事業(道路整備)費	78,300	同 上	同 上	同 上
歩行空間整備事業費	7,900	同 上	同 上	同 上
市営住宅除却事業費	23,000	同 上	同 上	同 上
子育て賃貸住宅等整備事業費	394,400	同 上	同 上	同 上
消防水利施設整備事業費	1,100	同 上	同 上	同 上
常備消防委託等事業費	4,600	同 上	同 上	同 上
消防団一般管理事業費	7,300	同 上	同 上	同 上
中学校施設整備事業費	6,700	同 上	同 上	同 上
臨時財政対策債	43,946	同 上	同 上	同 上
計	2,796,446			

令和6年度三浦市国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度三浦市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,611,898千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月28日提出

三浦市長 吉田英男

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,277,461
	1 国民健康保険税	1,277,461
2 一部負担金		1
	1 一部負担金	1
3 使用料及び手数料		9
	1 手数料	9
4 国庫支出金		2
	1 国庫補助金	2
5 県支出金		3,859,914
	1 県補助金	3,859,914
6 財産収入		3
	1 財産運用収入	3
7 繰入金		447,411
	1 他会計繰入金	430,192
	2 基金繰入金	17,219
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		27,096
	1 延滞金、加算金及び過料	18,966
	2 市預金利子	1
	3 受託事業収入	1
	4 雑入	8,128
歳入合計		5,611,898

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		82,514
	1 総務管理費	77,861
	2 徴税費	4,397
	3 運営協議会費	256
2 保険給付費		3,785,100
	1 療養諸費	3,323,776
	2 高額療養費	443,065
	3 移送費	1
	4 出産育児諸費	14,507
	5 葬祭諸費	3,750
	6 傷病手当諸費	1
3 国民健康保険事業費納付金		1,645,353
	1 医療給付費分	1,093,421
	2 後期高齢者支援金等分	399,459
	3 介護納付金分	152,473
4 保健事業費		55,913
	1 特定健康診査等事業費	37,855
	2 保健事業費	18,058
5 基金積立金		10,336
	1 基金積立金	10,336
6 公債費		10,334
	1 公債費	10,334
7 諸支出金		17,348
	1 償還金及び還付加算金	8,306
	2 繰出金	9,042
8 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出	合 計	5,611,898

令和6年度三浦市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和6年度三浦市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,045,071千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月28日提出

三浦市長 吉田英男

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		812,851
	1 後期高齢者医療保険料	812,851
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 繰入金		186,179
	1 他会計繰入金	186,179
5 繰越金		43,626
	1 繰越金	43,626
6 諸収入		2,413
	1 延滞金、加算金及び過料	348
	2 償還金及び還付加算金	1,965
	3 市預金利子	1
	4 雑入	99
歳入合計		1,045,071

令和6年度三浦市介護保険事業特別会計予算

令和6年度三浦市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,001,149千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月28日提出

三浦市長 吉田英男

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		1,210,303
	1 介護保険料	1,210,303
2 使用料及び手数料		121
	1 手数料	121
3 国庫支出金		1,363,516
	1 国庫負担金	1,016,379
	2 国庫補助金	347,137
4 支払基金交付金		1,567,589
	1 支払基金交付金	1,567,589
5 県支出金		852,507
	1 県負担金	821,914
	2 県補助金	30,593
6 財産収入		5
	1 財産運用収入	5
7 繰入金		1,006,560
	1 他会計繰入金	915,424
	2 基金繰入金	91,136
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		547
	1 延滞金、加算金及び過料	3
	2 市預金利子	1
	3 雑入	543
歳入合計		6,001,149

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		120,904
	1 総務管理費	79,813
	2 徴収費	2,967
	3 介護認定審査会費	38,124
2 保険給付費		5,656,286
	1 介護サービス等諸費	5,481,027
	2 その他諸費	3,850
	3 高額介護サービス等費	171,409
3 地域支援事業費		211,912
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	150,101
	2 包括的支援事業・任意事業費	61,811
4 基金積立金		5
	1 基金積立金	5
5 公債費		1
	1 公債費	1
6 諸支出金		2,041
	1 償還金及び還付加算金	2,041
7 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		6,001,149

令和6年度三浦市市場事業特別会計予算

令和6年度三浦市の市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ421,453千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000千円と定める。

令和6年2月28日提出

三浦市長 吉田英男

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		233,503
	1 使用料	233,500
	2 手数料	3
2 国庫支出金		18,800
	1 国庫補助金	18,800
3 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
4 繰入金		130,064
	1 他会計繰入金	100,064
	2 基金繰入金	30,000
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		29,684
	1 延滞金、加算金及び過料	1,105
	2 市預金利子	1
	3 雑入	28,578
7 市債		9,400
	1 市債	9,400
歳入合計		421,453

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市場高度衛生管理化対策事業 (市場管理事務所)	令和7年度	58,000

第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市場事業費	9,400	普通貸借又は証券発行 事業の進捗 その他の都合 により起債の 全部又は一部 を翌年度に繰 り越して起債 することがで きる。	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金、地方公共団 体金融機構資金 及び銀行等引受 について、利率 の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金については、 その融通条件により、銀 行その他の場合には、そ の債権者との協定条件に よる。ただし、市財政の 都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若し くは繰上償還又は低利債 に借換えすることができ る。

令和6年度三浦市第三セクター等改革推進債償還事業特別会計
予算

令和6年度三浦市の第三セクター等改革推進債償還事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ262,696千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月28日提出

三浦市長 吉 田 英 男

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		20,301
	1 財産運用収入	20,301
2 繰入金		242,393
	1 他会計繰入金	242,393
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 市預金利子	1
合 計		262,696

令和6年度三浦市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度三浦市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病床数		136床
(2)	年間患者数	入院	41,975人
		外来	62,451人
(3)	一日平均患者数	入院	115人
		外来	257人
(4)	主要な建設改良事業	資産購入費	41,947千円
		施設整備費	133,377千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
(科目)	(金額)	
第1款 病院事業収益	2,648,909千円	
第1項 医業収益	2,508,877千円	
第2項 医業外収益	140,030千円	
第3項 特別利益	2千円	

支		出
(科目)	(金額)	
第1款 病院事業費用	2,992,793千円	
第1項 医業費用	2,871,469千円	
第2項 医業外費用	66,629千円	
第3項 特別損失	4,695千円	
第4項 予備費	50,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額127,179千円は、過年度分損益勘定留保資金126,867千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額312千円で補填するものとする。)

収 入

(科 目)	(金 額)
第 1 款 資本的収入	321,088千円
第 1 項 企 業 債	163,900千円
第 2 項 負 担 金	150,436千円
第 3 項 補 助 金	5,750千円
第 4 項 固定資産売却代金	1千円
第 5 項 寄 附 金	1千円
第 6 項 貸付金返還金	1,000千円

支 出

(科 目)	(金 額)
第 1 款 資本的支出	448,267千円
第 1 項 建設改良費	175,324千円
第 2 項 企業債償還金	254,543千円
第 3 項 貸 付 金	8,400千円
第 4 項 予 備 費	10,000千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
三浦市立病院検体検査業務	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	14,850千円
自動生化学分析装置保守業務	令和 7 年度から 令和 12 年度まで	7,865千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
機 械 器 具 整 備 事 業 費	千円 36,100	普通貸借又は証券発行 事業の進捗 その他の都合 により起債の 全部又は一部 を翌年度に繰	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金、地方公共団 体金融機構資金 及び銀行等引受	政府資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の場 合には、その債 権者との協定条 件による。ただ

		り越して起債 することがで きる。	について、利率 の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の 利率)	し、企業財政の 都合により据置 期間及び償還期 限を短縮し、若 しくは繰上償還 又は低利債に借 換えすることが できる。
建物関係 整備事業費	127,800	同上	同上	同上
計	163,900			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,758,492千円

(2) 交際費 111千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、150,122千円と定める。

令和6年2月28日提出

三浦市長 吉田英男

令和6年度三浦市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度三浦市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水栓数	22,015栓
(2)	年間総配水量	5,374,000m ³
(3)	一日平均配水量	14,723m ³
(4)	主要な建設改良事業	改良整備事業 156,690千円
		老朽管更新事業 353,162千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
(科目)	(金額)	
第1款 水道事業収益	1,442,759千円	
第1項 営業収益	1,294,124千円	
第2項 営業外収益	148,633千円	
第3項 特別利益	2千円	

支 出

支		出
(科目)	(金額)	
第1款 水道事業費用	1,396,656千円	
第1項 営業費用	1,321,915千円	
第2項 営業外費用	64,740千円	
第3項 特別損失	1千円	
第4項 予備費	10,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額354,564千円は、過年度分損益勘定留保資金16,052千円、当年度分損益勘定留保資金297,774千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額40,738千円で補填するものとする。)

収 入

(科目)	(金額)
第1款 資本的収入	486,772千円

第1項 企業債	456,000千円
第2項 負担金	30,771千円
第3項 固定資産売却代金	1千円

支 出

(科 目)	(金 額)
第1款 資本的支出	841,336千円
第1項 建設改良費	510,162千円
第2項 企業債償還金	319,174千円
第3項 予備費	12,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道事業会計システム利用料	令和7年度から令和11年度まで	5,445 千円
水道事業経営戦略策定支援業務	令和7年度	10,670 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
上水道整備事業費	千円 456,000	普通貸借又は証券発行 事業の進捗その他の都合により起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び銀行等引受について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 142,843千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、17,807千円と定める。

令和6年2月28日提出

三浦市長 吉田英男

令和6年度三浦市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度三浦市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	整備区域面積	217ha
(2)	年間有収水量	1,294,380m ³
(3)	一日平均有収水量	3,546m ³
(4)	主要な建設改良事業	
	管きょ建設改良費	214,165千円
	コンセッション事業費	262,482千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
(科 目)		(金 額)
第1款	公共下水道事業収益	788,961千円
第1項	営業収益	69,996千円
第2項	営業外収益	718,964千円
第3項	特別利益	1千円

支 出		
(科 目)		(金 額)
第1款	公共下水道事業費用	801,241千円
第1項	営業費用	733,844千円
第2項	営業外費用	57,396千円
第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額16,912千円は、過年度分損益勘定留保資金4,348千円、当年度分損益勘定留保資金11,139千円及び建設改良積立金1,425千円で補填するものとする。)

収 入		
(科 目)		(金 額)

第1款 資本的収入	1,011,630千円
第1項 企業債	302,100千円
第2項 負担金及び分担金	504,138千円
第3項 補助金	205,391千円
第4項 固定資産売却代金	1千円

支 出

(科 目) (金 額)

第1款 資本的支出	1,028,542千円
第1項 建設改良費	476,691千円
第2項 企業債償還金	550,851千円
第3項 予備費	1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業会計システム利用料	令和7年度から令和11年度まで	10,230千円
三浦市公共下水道事業経営戦略策定事業	令和7年度	14,916千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道整備事業費	千円 302,100	普通貸借又は証券発行 事業の進捗その他の都合により起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び銀行等引受について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 93,348千円

(他会計からの補助金)

第10条 公共下水道事業のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、152,558千円である。

令和6年2月28日提出

三浦市長 吉田英男

市道路線の認定、廃止及び変更について

別紙の市道路線を認定、廃止及び変更したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月28日提出

三浦市長 吉田英男

認 定

整理番号	路線名	起 点	終 点	幅 員 (m)	延長 (m)
1	2382-1号	南下浦町金田字松塚 2820番地先	南下浦町金田字松塚 2229番1地先	4.00~ 8.00	353.70
2	2382-2号	南下浦町金田字松塚 2801番地先	南下浦町金田字松塚 2805番地先	2.40~ 6.80	148.60
3	2382-3号	南下浦町金田字松塚 2803番地先	南下浦町金田字松塚 2802番地先	2.40~ 11.40	64.00
4	2382-4号	南下浦町金田字松塚 2820番地先	南下浦町金田字松塚 2816番地先	2.40~ 8.00	116.40
5	2603-1号	南下浦町毘沙門字石船 2417番地先	南下浦町毘沙門字石船 2408番地先	4.00~ 13.60	193.40
6	2603-2号	南下浦町毘沙門字大込 1810番2地先	南下浦町毘沙門字大込 2400番地先	4.20~ 7.50	34.40
7	2603-3号	南下浦町毘沙門字大込 2406番地先	南下浦町毘沙門字大込 2402番地先	10.40~ 14.20	51.00
8	2602-1号	南下浦町毘沙門字大込 2519番地先	南下浦町毘沙門字大込 2500番地先	4.00~ 10.40	232.20
9	2602-2号	南下浦町毘沙門字大込 2513番地先	南下浦町毘沙門字大込 2509番地先	4.00~ 6.20	26.60
10	2602-3号	南下浦町毘沙門字大込 2520番地先	南下浦町毘沙門字大込 2519番地先	4.00~ 7.10	52.00
11	2602-4号	南下浦町毘沙門字大込 2502番地先	南下浦町毘沙門字大込 2501番地先	4.00~ 8.00	48.00
12	2557-2号	南下浦町毘沙門字大込 2505番地先	南下浦町毘沙門字大込 2506番地先	2.40~ 4.00	34.40
13	2452-1号	南下浦町毘沙門字江名 2333番地先	南下浦町毘沙門字江名 2327番地先	3.00~ 8.30	90.00
14	2457-1号	南下浦町毘沙門字江名 2321番地先	南下浦町毘沙門字江名 2323番地先	3.20~ 8.50	68.00
15	2457-2号	南下浦町毘沙門字江名 2318番地先	南下浦町毘沙門字江名 2315番地先	2.50~ 5.30	17.60

廃 止

整理番号	路線名	起 点	終 点	幅 員 (m)	延長 (m)
1	2383号	南下浦町金田字松塚 2819番地内	南下浦町金田字松塚 2806番地内	1.80	123.50
2	2384号	南下浦町金田字松塚 2821番1地先	南下浦町金田字松塚 2800番地内	1.80	11.50
3	2453号	南下浦町毘沙門字江名 2329番地内	南下浦町毘沙門字江名 2338番5地内	1.80	89.50

変 更

整理番号	路線名	変更前後	起 点	終 点	幅 員 (m)	延長 (m)
1	2382号	前	南下浦町金田字松塚 2814番地先	南下浦町金田字松塚 2812番地内	1.80	92.00
		後	南下浦町金田字松塚 2814番地先	南下浦町金田字松塚 2813番地先	2.40~ 6.80	104.60
2	2619号	前	南下浦町毘沙門字大込 2520番地	南下浦町毘沙門字大込 2519番地先	1.80	193.50
		後	南下浦町毘沙門字大込 1794番地先	南下浦町毘沙門字大込 2519番地先	1.80	50.40
3	2620号	前	南下浦町毘沙門字大込 2520番地内	南下浦町毘沙門字大込 1847番1地先	1.80	260.50
		後	南下浦町毘沙門字大込 1847番1地先	南下浦町毘沙門字大込 1847番1地先	1.80	10.06
4	473-3号	前	初声町下宮田字長作 5番2地先	初声町下宮田字長作 5番2地先	12.00~ 20.87	86.70
		後	初声町下宮田字長作 5番2地先	初声町下宮田字長作 5番5地先	12.00~ 24.10	424.50